

木造工事監理状況報告書（枠組壁工法）

年 月 日

福山市長（建築主事）様
指定確認検査機関

住所
工事監理者
名前
()建築士()登録第 号
()建築士事務所()知事登録第 号
電話番号

次のとおり、工事の監理状況を報告します。
この監理報告書に記載の事項は、事実と相違ありません。

項目	報告内容			
	報告事項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
1 地盤	①敷地地盤の状況 (地盤調査の要否)		A・B・C	
2 基礎形状	①種類 (布基礎、ベタ基礎、その他)		A・B・C	
	②立ち上がり		A・B・C	
3 土台	①寸法の制限、耐力壁下部の設置		A・B・C	
4 基礎と土台との緊結 (アンカーボルト)	①径、埋め込み長さ (φ12mm以上、長さ35cm以上)		A・B・C	
	②間隔(2m以下)		A・B・C	
	③配置(階数3の建築物：開口部のたて桝から15cm以内)		A・B・C	
5 床組	①床根太寸法の制限		A・B・C	
	②床根太支点間距離及び間隔の制限		A・B・C	
	③開口部 (同寸法以上の床根太補強)		A・B・C	
	④耐力壁直下の床根太の補強		A・B・C	
	⑤床材に使用する材料の厚さの制限		A・B・C	
	⑥床根太と土台、頭つなぎの緊結方法		A・B・C	

項目		報 告 内 容			
		報 告 事 項	照合を行っ た設計図書	確認方法	確認 結果
6 耐力壁		①下枠、たて枠、上枠の寸法の制限		A・B・C	
		②たて枠の欠き込みと穴あけの状況		A・B・C	
		③面材の張り方 (種類、釘ピッチ・長さ)		A・B・C	
		④耐力壁線相互の間隔、水平投影面積の制限		A・B・C	
		⑤外壁の耐力壁線相互の交差部		A・B・C	
		⑥隅角部、交差部のたて枠 (本数の制限)		A・B・C	
		⑦たて枠と直下の床枠組との 緊結方法		A・B・C	
		⑧耐力壁相互の緊結方法		A・B・C	
		⑨開口部の幅の制限		A・B・C	
		⑩ホールダウン金物の位置の 施工状況		A・B・C	
7 小屋組		①たるき、天井根太の寸法の制限		A・B・C	
		②たるき間隔及び屋根下地の 厚さの制限		A・B・C	
		③たるき及びトラスと上枠等 との緊結方法		A・B・C	
		④屋根又は外壁の開口部の制限		A・B・C	
8 材料	(1)主要構造部材（土台、根太、壁上枠・下枠・たて枠、等）	①木材（規格・品質・材種・樹種・形状・断面寸法）		A・B・C	
		②各種ボード類 (規格・品質・寸法)		A・B・C	
		③釘、金物 (規格・品質・寸法・形状)		A・B・C	
	(2)造作部材	①木材（規格・品質・材種・樹種・形状・断面寸法）		A・B・C	
		②各種ボード類 (規格・品質・寸法)		A・B・C	
		③釘、金物（規格・形状・寸法）		A・B・C	
	(3)防腐、防蟻	①薬剤（規格・品質）		A・B・C	
9 その他		①防腐・防蟻措置		A・B・C	

注 1 この様式は、完了検査申請書（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）別記第19号様式）又は中間検査申請書（省令別記第26号様式）の第4面（工事監理の状況）に掲載している「主要構造部及び主要構造部以外

- の構造耐力上主要な部分に用いる材料（接合材料を含む）の種類、品質、形状及び寸法」及び「主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等」に記載すべき事項を含む報告書とする。
- 2 完了検査申請書にこの様式を添付する場合、特定工程に係る建築物にあっては、直前の中間検査までの工事監理の状況について記入しないこと。
 - 3 具体的な確認方法は、工事監理ガイドライン（平成21年9月1日国土交通省住宅局建築指導課）等を参照すること。
 - 4 該当がない項目の記載は不要とする。
 - 5 「照合を行った設計図書」の欄は、省令第1条の3に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載すること。
 - 6 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲むこと。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載すること。Cで確認した書類は、検査時に確認する場合があるため、現場に備え置くこと。
A：目視（試験）による立会確認
B：計測等による立会確認
C：自主検査記録・施工記録・測定記録・材料搬入報告書・工事写真・資格証明書・施工図・試験成績書等による確認
 - 7 「確認結果」の欄は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかった場合は「不適」を記入すること。また、不適の場合には建築主に対して行った報告の内容を記載すること。
 - 8 不用の文字は、消すこと。
 - 9 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。